

高知弁護士会ニュース 第1号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 7. 12 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します！

(本年7月17日(火)から同月末まで)

平日 13時～16時

☎088-826-7030

相談料は、無料です！ 通話料のみご負担ください。

なお、電話が繋がらない場合には、お手数ですが、時間をおいておかけ直しいただきますよう、お願いいたします。

Q1 罹災(り災)証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災(り災)証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。

行政・民間を問わず、各種の補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多いですので、ぜひ発行を受けて下さい。

建物の損壊や損傷については、その状況の写真が必要です。携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口を持参されてもかまいません。今後の補助・補償、保険の給付などのためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをおすすめします。

罹災証明以外にも罹災届出証明書や被災証明書を発行してくれる自治体もあります。

Q2 火災保険・生命保険などから保険金が受けられますか？

火災保険など建物の保険については、水災について

保険の対象となっているかどうか、建物の損壊・損傷の程度によって、保険金が支払われるか、どの程度まで支払われるかが、異なります。

生命保険などについても、その契約の内容によって異なります。まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認して下さい。

Q3 半壊した建物を急いで修理したいのですが、公的支援はありますか？

災害救助法が適用される市町村では同法に定める「救助」の一つとして、「被災した住宅の応急修理」があります。災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。業者への委託は、被災者からではなく、各市町村から行う必要があります。応急修理が必要な場合には、自ら業者に依頼する前に、各市町村の窓口にご相談下さい。なお、修理をしてしまうと仮設住宅に入居できない場合があるためご注意ください。

Q4 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車)を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものについては、落とし物と同じですので、原則として警察署に届け出て下さい。価値があるかの判断に悩んだときは、どうぞ無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

Q5 自動車が水没してしまったのですが自動車保険で補償されますか？

自動車保険については、一般に水害に対応しているものが多いですが、契約の内容によって保障内容は異なりますので、まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認して下さい。

高知弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。高知弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

<https://kochiben.or.jp/>(『高知弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である高知弁護士会(TEL 088-872-0324)までお願いいたします。本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。